



## 2011賃金確定闘争に向け、市職労・市労連中央委員会を開催

10月19日に市職労中央委員会を開催し、当面する課題に向けた方針を決定しています。

### ◆協議事項

#### 1) 2011賃金確定闘争の推進について

市労連方針にしたがい取り組みを進めていく。

10月25日(火) 要求書提出

11月1日(火) 回答指定日

11月7日(火)～ 重点交渉期間

11月18日(金) 59分スト配置(全道統一行動)

### 基本指標

#### 【重点課題】

①生活を維持・防衛できる賃金水準の維持・改善

②独自削減交渉時の合意事項の履行

③現給保障制度廃止の阻止

④臨時・非常勤職員の待遇改善

⑤各種休暇制度の充実、長時間勤務・サービス残業対策、メンタルヘルス対策の充実、仕事と家庭の両立支援の充実

⑥定年延長に向けた具体策の明示、再任用制度の改善・充実  
妥結基準

重点課題等を見極めながら、市労連執行委員会で判断し、市労連拡大中央委員会(交渉参加者も含む)で決定することとします。

なお、市職労としても次のとおり戦術を配置し、市労連へ最大限結集をしていくこととします。

#### ・組合旗掲揚

要求書提出日から闘争終結まで組合掲示板へ市労連ならびに市職労組合旗を掲揚します。

#### ・その他

ステッカーに要求項目を記載し、組合掲示板に貼付します。また、交渉の状況により17日～18日の超勤拒否、18日(ストライキにかかる)出張拒否を配置し、要求の前進をはかります。

#### 2) 病気休暇・休職の見直しについて

昨年の確定闘争で提案された病気休暇・休職制度の見直しについて、経過措置も含めた改正案が示されました。

制度の変更についてはやむを得ないと判断し、経過措置等で現在休職中の組合員に不利益とならないような対応を求めています。

※制度の詳細や今後の交渉状況については書記局へお問い合わせください。別途教宣紙でお知らせしていきます。

#### 3) 職場要求闘争について

2011年度の職場要求闘争について、9月1日に交渉を行い、その後は事務折衝を重ね、さらなる前進回答をめざしてきましたが、当局から次のように最終的な回答がされてきました。

組 合	当 局
①扇風機について公費で設置できないか	扇風機の設置については、厳しい本市の財政状況をふまえ、難しい状況である
②庁舎の狭隘対策やメンタルヘルス対策として、文書廃棄や書類整理、机上の整理をする時間を設けること	庁舎そのものが狭隘で、雑然とした状況認識している。机上や書棚の整理で執務環境の改善を図ることも考えられるが、具体的な取り組みが決まっておらず、引き続き検討していきたい。当面は、各部各課において、文書廃棄に合わせて机上の整理や書棚の整理を計画的に行っていただきたい
③AED未設置職場への設置について、予算要求はできないか	配備については部全体の問題として捉え、配備に伴う課題などを整理する
④都市建築部のロッカーについて、空きスペースにハンガーやラックの設置を検討してほしい	対応済 →空きロッカーを課の共有ロッカーとして使用

「障害者週間」東欧音楽家支援 日本・ルーマニア文化交流演奏会  
東日本大震災 チャリティーコンサート 国際親善交流特別演奏会  
「ロクサナ・バジュデキ ピアノリサイタル」

11月21日(月) 大雪クリスタルホール

※組合にチケットあります。お問い合わせください。

⑤庁舎の建て替え検討のスケジュールを示せ	新聞報道以上の情報はない。検討スケジュールもない状況
----------------------	----------------------------

これらの回答を受け「何か“できる”ことはないのか。決して難しい要求をしているものではない。できる方法は考えられないのか」と主張してきましたが、当局からは困難であると示されており、これ以上の前進は難しい状況です。決して納得のいく回答ではありませんが、交渉の段階で回答を得ている「嘱託職員の任用年数の上限」や「農業振興課の特殊勤務手当」等について確実に実行させていくためにも、いったん妥結をし、残された課題はあらゆる場面において引き続き要求・協議を行っていくこととします。

#### <質疑・意見>

●メンタルヘルスについて、過重労働が原因だけでなく、個人的な事由でなる例もあると考える。病気休暇・休職の取扱については同一か?

→メンタルヘルス不全について、原因が何かというのは難しい部分がある。業務に起因するだけではなく、私的なことやそれらが複合して発症してしまうこともあるので、個別に対応をしていくのは難しい。

●農業振興課の特殊勤務手当について、人事課で実態を把握したうえでの措置なのか。とても大変な職場であることを理解しているのか?それぞれの職場の実態把握を人事課がすべきである。

→今回、特殊勤務手当が付与されたが、職場からの声として要求をし、検討させた結果である。職場要求の意義として大きな意味があるものとなった。当然、今後も人事課には職場の実態把握を求めていく。

その他、現在取り組み中である「さようなら原発1000万人アクション」の署名について、未署名者への個別依頼や取り組みされていない係への呼びかけなどをしながらより多くの署名集約していくことを確認し、全体で2011賃金確定闘争に全力で臨むことを誓い、団結ガンバローで閉会しました。

## 電話による執拗なクレーム、不当な要求に対する対応について

前号の市職労ニュースの欄外にてお伝えしていますが、全庁的にクレーマーによる執拗な要求に対して困っているとの情報が多々寄せられています。

市職労として、何らかの対応が必要であると判断し、当局へ「休みの日などにターゲットになっている職員を出勤させるようなことや、なんの瑕疵もない職員に謝罪を強要するようなことはするべきではない」との申し入れを行ってきました。

しかしながら、根本的な対策を打ち出せず、さらに辛い目にあう職場が拡大する事態となりました。

10月25日に市労連として確定闘争の要求書を提出した際に、メンタルヘルス対策と関連し、しっかりと対応するよう求めたところ、当局としてもやっそこ重い腰を上げ、具体的な対応を協議するに至りました。

引き続き、組合としても情報収集や意見反映をしていきながら、対策を講じていくこととしますので、現場の状況についてご相談をいただければと思います。

## 地方公務員給与に係る一連のマスコミ報道について

新聞やテレビ等において、国家公務員の給与削減特例法案に関連し、地方公務員の給与削減についても取りざたされているところですが、自治労北海道本部からコメントが発表されましたので、お伝えします。

1) 前原政調会長のテレビでの発言に対する対応について  
10月23日午前のNHK日曜討論会において、自民党政調会長からの質問に対し「国家公務員給与7.8%削減の法律を出している。ぜひ賛成してほしい。給与削減は国、地方に関わらずやっていかなければならない」と発言しました。道本部として翌日には自治労本部に対して事実関係の確認と具体的な対策を求めました。自治労本部として10月26日に開催した自治労協力国会議員団会議のなかで野党の挑発に乗って発言した民主党幹部は極めて遺憾であること、また、今回の措置が地公に影響をもたらすものではないという片山前大臣との労使合意のみを反故にする言動と受け取られるだけでなく、①国が、独立した地方団体に対して、職員の給与カットを強制することは、制度上できないこと、②そもそも、地方では、人勸と無関係な給与カットが6割を超える自治体において行われていること、③このような不見識な発言があるたび、組合員の民主党および議員に対して不信・不満が高ま

ることを深刻に受け止めるべきであるとした趣旨で、氏家書記長が問題提起し、さらなる政府・与党内での精力的な対応を強く求めてきたという対応が取られたところです。こうした行動に対し自治労協力国会議員団を代表し藤田衆議院議員は、自治労からの指摘を真摯に受け止め、引き続き国会対策に全力をあげることを約束し、特に民主党内国会議員団の足並みをそろえて、野党対策を行っていくことを回答しました。

3 10月25日付け北海道新聞夕刊および26日日経新聞の義務教育費国庫負担金や地方交付税の給料分6千億円削減方針報道について

これらの記事は、中央紙には一切掲載されずに、全国の多くの地方紙に共同通信社の配信記事として取り上げられました。その内容は国家公務員の給与臨時特例法案（平均7.8%引き下げ）を地方公務員にも連動させて、教職員給与負担（義務教育費国庫負担金）1千億円および地方交付税の給料分6千億円削減する方針を財務省が固めたなどの内容でした。

これらの記事の根拠は、平成23年9月29日に総務省が報道資料として公表した平成24年度地方交付税の概算要求の概要がそうですが、これによると概算要求時の地方財政収支の仮試算が示されており、平成24年度においては、確かに総枠として6千億円歳出・歳入とも減っています。しかし、資料の分析を行うと、地方税等の増収が約4千億円見込まれる中で、地方特例交付金や地方交付税があわせて4千億円減ることが明記されています。また、給与関係費については1,000億円の歳出減（地方公務員の減少による減額）を見込んでいるのみで、新聞報道にあるように「地方公務員の給与にあてる分の地方交付税を6千億円削減する方針」は何処にも見あたらないことがはっきりしています。さらに、義務教育国庫負担金については、教員の増加に伴い概算要求では減少どころか増加しています。

このことを裏付ける証拠として、自治労北海道組織内議員の逢坂誠二衆議院議員（民主党公務員制度改革PT所属）へ問い合わせたところ、逢坂代議士としては、「まったく容認できる内容ではないと考えており、即座に総務副大臣、政務官に閣議決定の内容と違う（6月の自民党議員の質問趣意書にも政府の公式回答している）、地方自治体の判断は地方がすべきで国の関与は認められないなどとあらためて話をしたところ、副大臣・政務官も同様の考えで一致しているという確認が取れた」という回答が示されました。

また、10月26日に開催された自治労本部県本部代表者会議においても、25日から26日にかけて一斉に地方紙においてのみ全国各地域で報道されてきていることから、多くの意見・質問が出されてきたところです。自治労本部の説明

においても、「政府の方針でない内容を財務省が一方的にマスコミにリークされたものだが、6月時点の確認は野田政権においてもしっかりと引き継がれている」という内容が示されました。

さらに、10月27日には急遽、実施された公務員連絡会と川端総務大臣との交渉においても、川端総務大臣からは「今回の国家公務員の給与引下げと同様の引下げを地方公共団体に対して要請することや地方交付税の減額により、強制することは考えておりません」との明確な答弁を引き出してきており、従来からの方針どおりに進められていることが明らかになりました。

4 混迷する諸情勢の中でしっかりと自治体賃金確定闘争の推進を！

このような動きについて、自治労北海道本部としては、震災対応のための財源確保に奔走する財務省と公務員制度改革によって、60年間続いてきた権限が奪われる人事院との思惑が一致したなかで国家公務員の人事院勧告見送りという過去にほとんど例のない事態を活用し、いろいろな仕掛けを進めているという認識に立つものです。

ただし、参議院が与野党逆転という国会情勢を受けて、臨時特例法案と改革関連4法案を同時に成立させるという政府との確認事項は、最後まで追求していきますが、予断は許さない厳しい情勢であると認識すべきです。

本日、人事院勧告の取り扱いについては、実施を見送るとした政府判断が下されたことと、国家公務員の給与特例法案の地方公務員への影響はない（＝地方交付税などへの影響はない）という確認を前提に、いかなるマスコミ報道にも惑わされずに地方自治体の賃金確定期における交渉を進めていかなければなりません。自治労に結集するすべての単組がこうした情勢認識を持ち、組合員の生活を守るたたかいに全力をあげていくとともに、自治労北海道本部として、各単組段階における交渉促進に資するよう、一層の情報収集と迅速な提供に努めます。

2011年10月28日

自治労北海道本部

書記長 大出彰良

本日、人事院勧告の取り扱いについては、実施を見送るとした政府判断が下されたことと、国家公務員の給与特例法案の地方公務員への影響はない（＝地方交付税などへの影響はない）という確認を前提に、いかなるマスコミ報道にも惑わされずに地方自治体の賃金確定期における交渉を進めていかなければなりません。